

兵庫県公安委員会告示第44号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づき聴聞について、同条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月10日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤 田



- 1 聴聞の期日
  - (1) 令和7年3月18日 午前10時00分から午後0時00分まで
  - (2) 令和7年3月18日 午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 聴聞の場所  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部本館1階 兵庫県公安委員会聴聞室